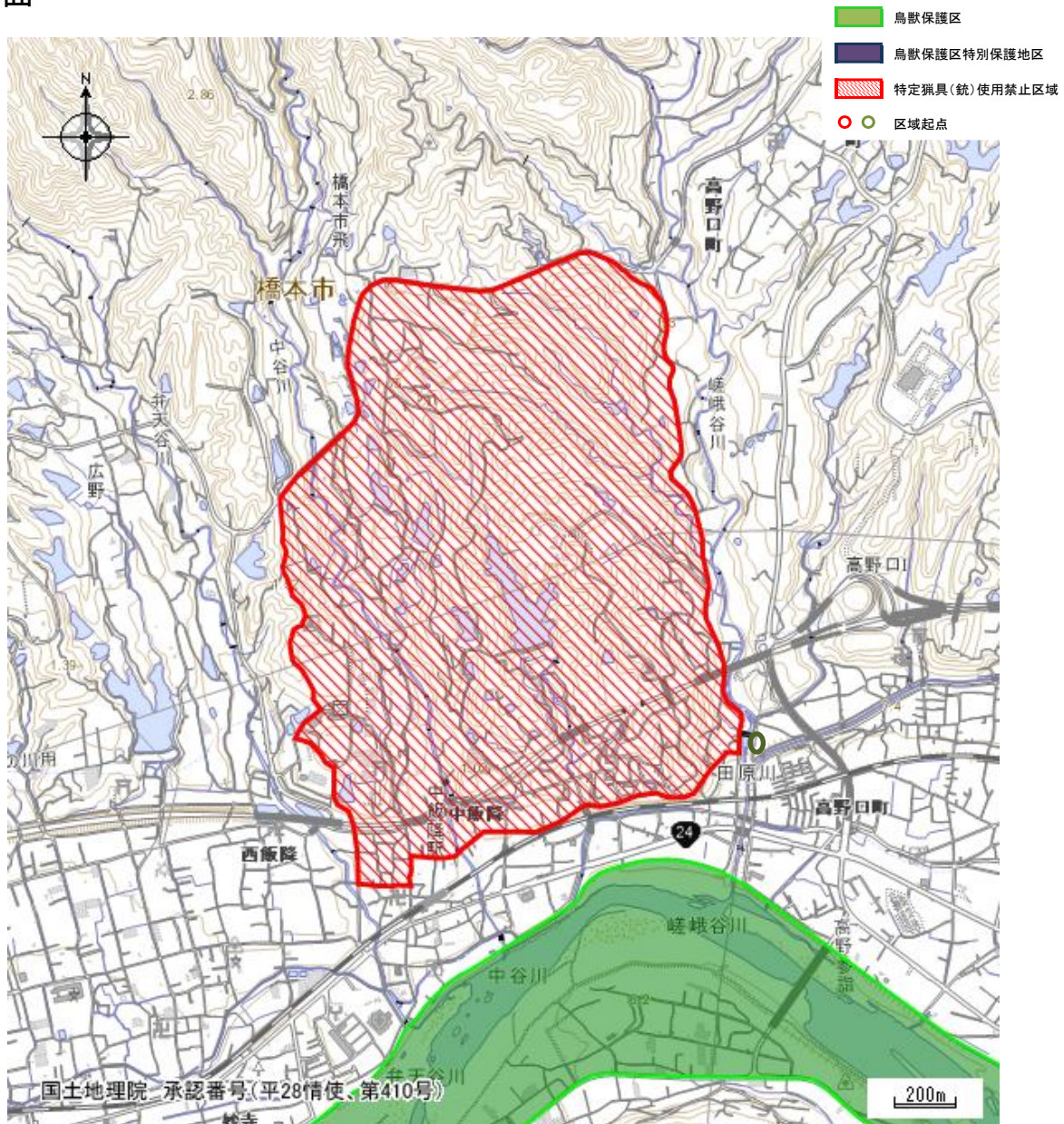


# 特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	9	区域の名称	中飯降
区域面積	180.0ha		
指定期限	令和12年10月31日まで		
指定区域	<p>伊都郡かつらぎ町大字中飯降地内のかつらぎ町道11号線とかつらぎ町道丹生脇線との交点を起点として、かつらぎ町道11号線を西進しかつらぎ町道大畑街道線との交点に至り、同所から同町道を南西に進みかつらぎ町道妙寺53号線を経てかつらぎ町道中飯降1号線との交点に至り、同所から同町道を北進して県農林大学校正面に至る。県農林大学校正面を北西に進み、城山織物組合前に至り、同所から北東に進み、紀北農芸高等学校沿いに進んだ後、農道を北に進み、かつらぎ町道妙寺54号線との交点に至る。同所から同町道を北進し、かつらぎ町道かつらぎ北部連絡線との交点に至り、同所から同町道を東進し橋本市道高野口北部連絡線を経て、橋本市道高野口29号線との交点に至り、同所から同市道を南進しかつらぎ町道丹生脇線を経て起点に至る線に囲まれた区域</p>		

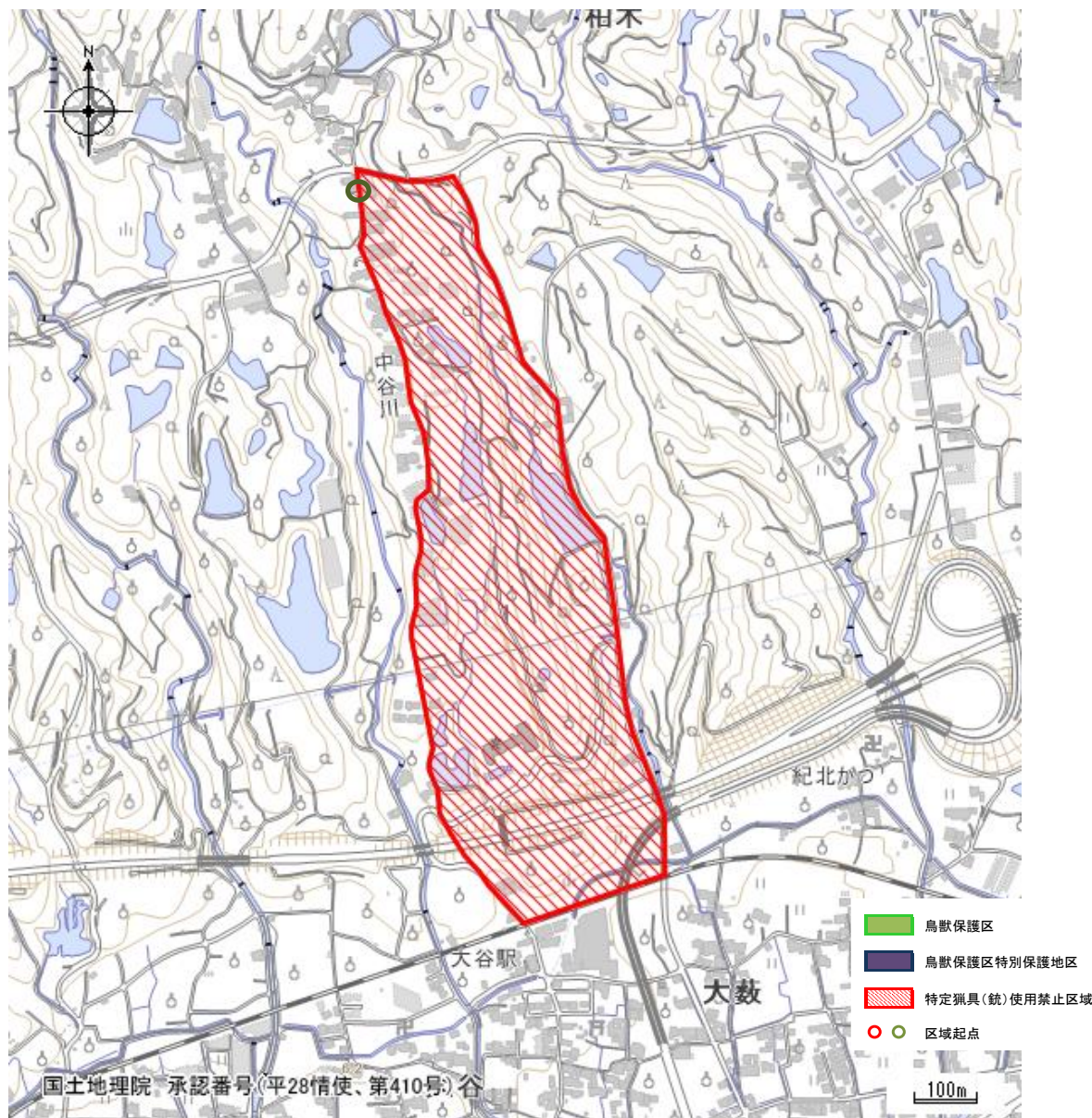
## 参考図面



# 特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	21	区域の名称	大谷
区域面積	27.0ha		
指定期限	令和14年10月31日まで		
指定区域	伊都郡かつらぎ町大字大谷地内の町道大谷泉大津線と広域農道との交点を起点として、同所から同広域農道を東進し町道大谷5号線との交点に至り、同所から同町道を南進しJR和歌山線の線路との交点に至り、同所から同線路を西進し町道大谷泉大津線との交点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線に囲まれた区域		

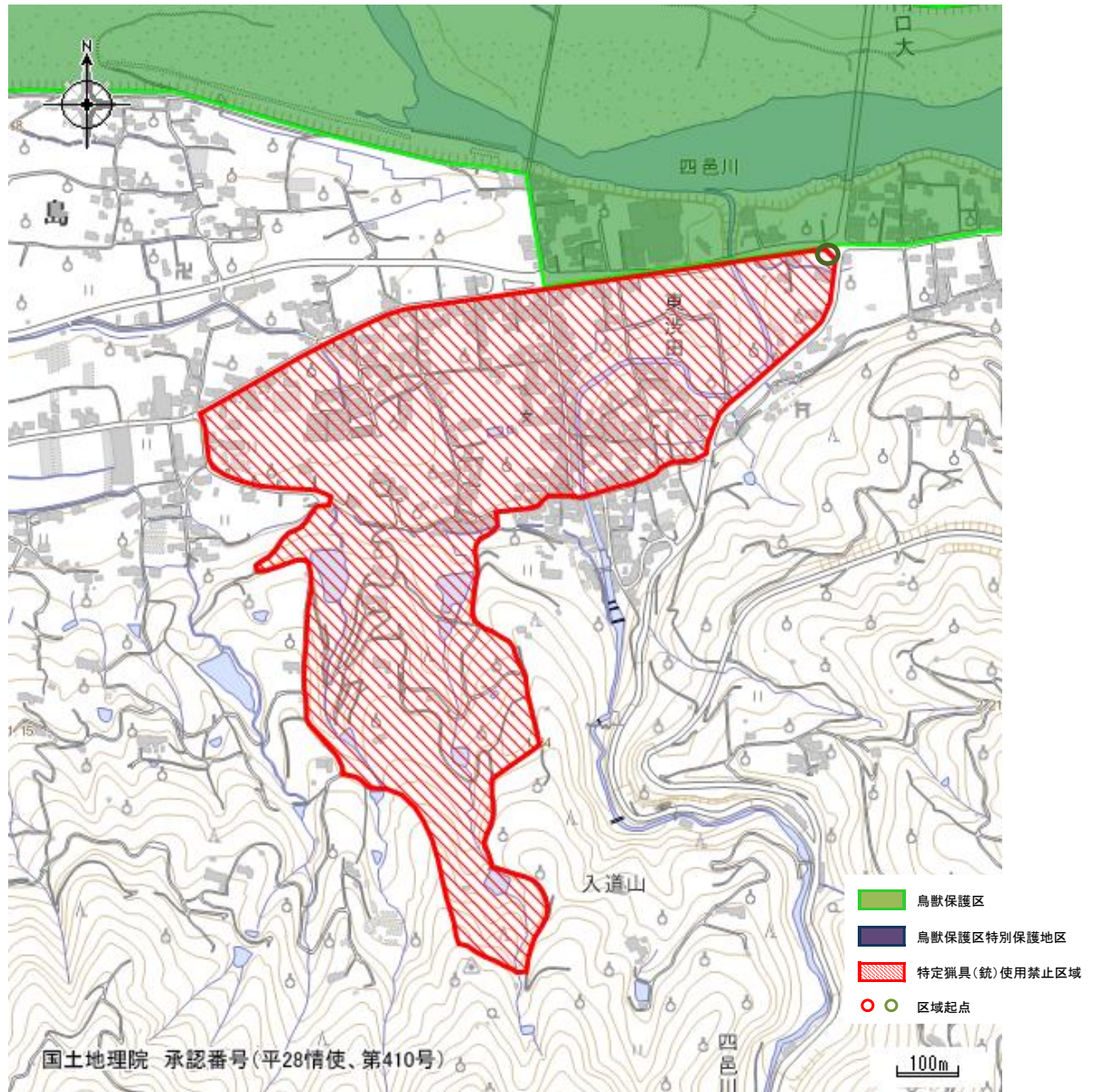
## 参考図面



# 特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	35	区域の名称	渋田
区域面積	37.0ha		
指定期限	令和16年10月31日まで		
指定区域	<p>伊都郡かつらぎ町東渋田地内の国道480号と県道和歌山橋本線との交点を起点として、同所から同国道を南進し町道旧県道海南九度山線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道見好西部19号線に至り、同所から同町道を南進し里道に至り、同所から同里道に沿って北西に進み町道見好西部17号線に至り、同所から同町道を北進し町道旧県道海南九度山線に至り、同所から同町道を北進し町道見好西部63号線に至り、同所から同町道を東進し県道和歌山橋本線に至り、同県道を東進し起点に至る線に囲まれた区域</p>		

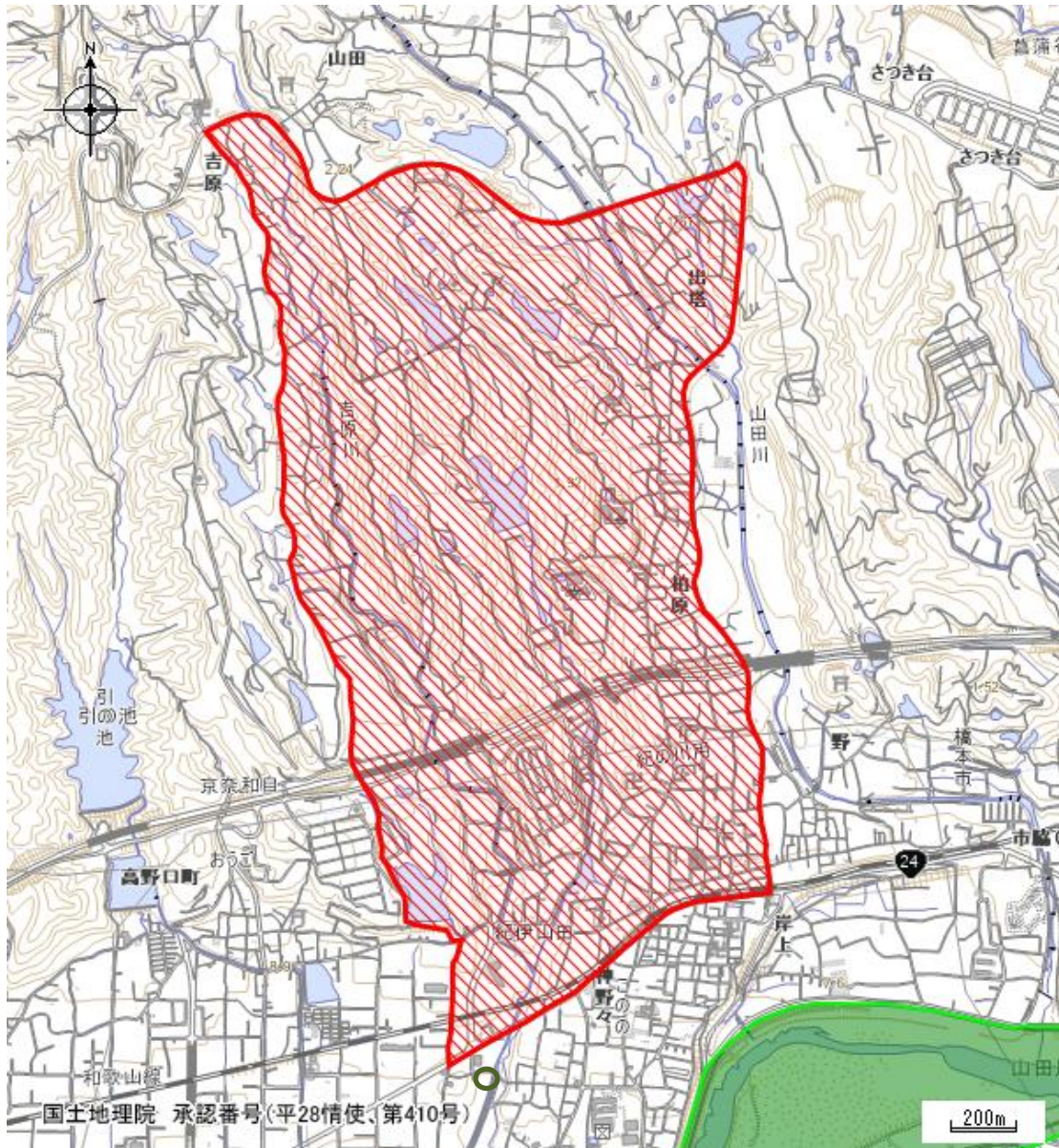
## 参考図面



# 特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	43	区域の名称	橋本市西部地区
区域面積	245.0ha		
指定期限	令和13年10月31日まで		
指定区域	橋本市神野々の国道24号と県道山田岸上線との交点を起点として、同県道を北進し広域農道との交点に至り、同農道を東進し市道柏原出塔線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道野柏原線及び市道岸上4号線を通り国道24号との交点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区域		

## 参考図面



# 特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	1	区域の名称	隅田町東部
区域面積	270.0ha		
指定期限	令和17年10月31日まで		
指定区域	橋本市隅田町垂井地内の国道24号と県道山内恋野線の交点を起点とし、同県道を北進し県道二見御幸辻停車場線との交点に至り、同県道を東進し奈良県との県境に至り、同県境を南進し国道24号との接点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区域		

## 参考図面

